介護保健施設サービス「まくらがの郷」重要事項説明書

1　利用施設

法　人　名	医療法人 慈政会
名　　称	介護老人保健施設 まくらがの郷
代　表　者	施設長　松本　勉
所　在　地	〒３０６－００１３　茨城県古河市東本町４丁目２番２号
電　　話	０２８０－３３－１２３４
Ｆ　Ａ　Ｘ	０２８０－３３－１２３５
事業所番号	０８５０４８００２１
利 用 定 員	１００名（内、空床を短期入所用として利用）

2　施設の職員体制（施設基準）

職　種	常　勤	非常勤	夜　間
施設長 (医師兼務)	1名		
看護職員	9名		1名
介護職員	２４名		3名
介護支援専門員	1名		
理学療法士	1名		
作業療法士	1名		

職　種	常　勤	非常勤
支援相談員	1名	
事務職員等	4名	
管理栄養士	1名	
栄　養　士	1名	
調　理　員	2名	
薬　剤　師		０．３名

3　介護老人保健施設サービスの対象者

病状が安定期にあり入院治療の必要はないものの、医学的管理のもとにおけるリハビリや看護、介護が必要な要介護者であって、介護保険要支援・要介護認定において、要介護１～５の認定を受けた方が対象です。

4　施設の目的と運営方針

施設の目的	当施設は、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保険施設サービスを提供することを目的とする。
運営方針	（1）当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話を行い、居宅における生活への復帰を目指す。 （2）当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。 （3）当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。 （4）当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。 （5）サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

５　利用者の権利擁護等について

（１）基本的人権の尊重

利用者が人として持っている基本的な権利（思想・信教・言論・プライバシーなど）は公共の福祉に反しない限り、いかなる場合においても制限・侵害をしません。

（２）虐待の防止

すべての職員は、利用者に対し、いかなる状況においても、身体的虐待、精神的虐待又はそれらに類するいかなる虐待もしません。

（３）無差別平等

すべての職員は、利用者の国籍、信条、性別、門地、社会的身分又はこれらに類するいかなる事由によっても差別をしません。

（４）個別性の尊重

利用者の独自性、個性を尊重し、個々人に即した適切な援助を行ないます。

６　施設の設備

浴　　室	一般浴槽２ヶ所　　特別浴槽２ヶ所
機能訓練室	136.15 ㎡
食堂面積	249.32 ㎡
デイケア室	デイルーム(食堂・機能訓練室を含む)160.93 ㎡

1 人当たりの床面積は
8.0 ㎡以上となります

７　サービス内容

入浴、排泄、着替え等の介護	機能回復訓練・日常生活訓練
食事の提供	相談援助サービス
服薬管理、健康管理、処置等の医療・看護	要介護認定申請などの手続き代行
教養・娯楽設備の提供及びレクリエーション行事	その他生活サービス

８　ナースコール

スタッフにご用の際は、病床ごとに設置されたナースコールをご利用いただくことができます。ナースコールは居室のある階のサービスステーション直通になっております。

９　面会時間

面会は、月曜日から土曜日は８時３０分～１８時３０分、日曜日、祝日及び年末年始（１２月３０日～１月３日）は８時３０分～１７時３０分とし、受付で面会票のご記入をお願いします。所定の面会時間を定めておりますが、時間外の面会をご希望の際はお電話にてお申し出下さい。

１０　外出、外泊

当施設での機能訓練や生活訓練の効果を確認するため、または利用者の気分転換等のために外泊や外出を積極的に推奨しております。家族におかれましては、ご協力をお願いいたします。

１１　利用手続き

①利用開始について

支援相談員が相談を受け、主治医の診療情報提供書等をもとに入所判定会議を行ない、サービス提供の可否を決定させていただきます。入所可能な方は契約を締結し、施設サービスの提供を開始いたします。但し、再入所される利用者については、利用内容等に変更がない場合に限り、初回利用時の契約をもって、当施設を利用することができるものとします。

②利用中止又は休止について

・担当の支援相談員にお申し出下さい。
・以下の場合はお申し出がなくとも、自動的にサービスを終了いたします。
※介護保険施設等の施設サービス利用を開始した場合。
※要支援・要介護認定区分が「非該当」又は「要支援」と認定された場合。

※利用者がお亡くなりになった場合。

・その他

※介護老人保健施設サービスの提供を必要としない状態と判断される場合。

※当施設において定期的に実施される入所継続判定会議において、退所して居宅において生活出来ると判断された場合。

※利用者のサービス料金の支払いが、正当な理由なく２ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、１０日以内に支払われない場合

※利用者の行動が他の利用者の生命又は身体に重大な影響を及ぼす恐れがあり、通常の介護方法では防止することができない場合。

※利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺を犯す危険性が極めて高いと判断される場合。

※故意又は重大な過失により法令違反その他重大な秩序破壊行為をした場合。

※カスタマーハラスメントに該当する以下のような行為があった場合

(1) 決められた利用料金の代金より、不当な料金等を要求すること。
(2) 謝罪として土下座を要求又は自宅まで直接謝罪を要求したり、長時間説教すること。
(3) 職員の解雇を要求すること。
(4) 実現不可能な要求（法律や規則等の変更）をすること。
(5) 発生した事実に対して担当者が相応に対応しているにも関わらず上司を出せと要求したり、必要以上の無理難題な要求をせまること。
(6) 暴力をふるう、身体を触ること、また、性的な発言をする、女性蔑視の発言をすること。
(7) 施設の営業を妨害する行動を起こすこと
(8) 早朝、夜間などに電話や施設内外において長時間職員を拘束すること。
(9) 他利用者や家族、職員に対して誹謗中傷またはそれに準ずる行為をすること。
(10) その他前号に準ずる行為を行なうこと。

１２　サービス内容に関する要望等相談窓口

担　　当	支援相談員　鈴木　良子
お問合せ	０２８０－３３－１２３４（匿名でも結構です）

※ ロビーに「ご意見箱」が設置されておりますので、匿名投書等も受け付けております

１３　サービス内容に関する苦情相談窓口

担　　当	施設長　　松本　勉
お問合せ	０２８０－３３－１２３４（匿名でも結構です）

※ ロビーに「ご意見箱」が設置されておりますので、匿名投書等も受け付けております

１４　その他のサービス内容に関する相談・苦情等窓口

※上記１２、１３の相談窓口以外に、下記の相談・苦情等窓口があります。

①古河市役所　福祉部高齢介護課	０２８０－９２－４９２１
②茨城県国民健康保険団体連合会　介護保険課　苦情相談室	０２９－３０１－１５６５

１５　緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、当施設の医師により必要な処置を講じるほか、速やかに利用者の緊急時連絡先、救急隊等へ連絡をします。また、必要に応じて当施設の協力医療機関に対応を依頼します。

●協力医科

名　　称	所　在　地	電話番号
小柳病院	茨城県古河市稲宮字前久保 1001	0280－97－1110
友愛記念病院	茨城県古河市東牛谷 707	0280－97－3000
古河赤十字病院	茨城県古河市下山町 1150	0280－23－7111

●協力歯科		
名　　称	所　在　地	電話番号
小柳病院	茨城県古河市稲宮字前久保 1001	0280－97－1110
緒方歯科医院	茨城県古河市松並 1 丁目 22 番 10 号	0280－32－8550

※外出・外泊時に病院（診療所）の受診（投薬を含む）を希望される場合は、緊急時を除き事前に施設の医師の許可を受けてください。万が一緊急で受診された場合は、当施設にご連絡ください。

１６　非常災害対策

非常時対応	別途定める「介護老人保健施設まくらがの郷防災計画」に則り、非常時の対応を行ないます。	
避難訓練等	別途定める「介護老人保健施設まくらがの郷消防計画」に則り、年 2 回昼間及び夜間を想定した避難訓練等を利用者も参加して行ないます。	
防災設備	スプリンクラー	屋内消火栓
	避難階段	非常通報装置
	自動火災報知機	漏電火災報知機
	誘導灯	非常用電源
	カーテン、布団等は防炎性能のあるものを使用しています。	
防災計画等	介護老人保健施設まくらがの郷防災計画書を整備。	

１７　利用料金について

法律の改正等及び施設体制の変更等により利用料金が変更になる場合があります。変更の際はあらかじめお知らせいたします。

１８　サービス利用に当たっての留意事項

①サービス利用の際には、介護保険被保険者証をご提示ください。
②利用者の状況によっては居室の移動をする場合があります。その際は事前にご相談いたします。
③施設内の設備や器具は本来の用途・用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
④他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
⑤金銭・貴重品のお持ち込みはご遠慮ください。また、紛失、盗難等の責は負いません。
⑥針やハサミ等の危険物の持ち込みはご遠慮ください。
⑦当施設内での他の利用者又は職員等に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
⑧火災や震災等の緊急事態発生時は、職員の指示により避難してください。
⑨飲酒・喫煙はできません。
⑩施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。
食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
⑪原則として携帯電話の持ち込みはご遠慮ください。